

◎新潟県告示第1095号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成30年8月21日新潟県告示第907号により指定した形質変更時要届出区域の一部について指定を解除する。

平成30年10月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
村上市緑町五丁目3558番25の一部
- 2 土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 土壤の汚染状態が土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去